

申告日程・場所

2/16 (月) ~ 3/16 (月)

9:00~11:30、13:00~16:00

※土・日曜日、祝日を除く
遠賀町中央公民館 2階 視聴覚室

※申告会場が昨年と異なりますので、注意してください。

月	日・曜日	対象地区(対象者)	税理士出張相談日(★)
2	16 月	所得税の還付申告のみで、JR鹿児島本線より南側に住んでいる人	
	17 火	所得税の還付申告のみで、JR鹿児島本線より北側に住んでいる人	
	18 水	田園北	
	19 木	田園南	
	20 金	新町、芙蓉	○
	24 火	島津、鬼津	○
	25 水	浅木	○
	26 木	若葉台、緑ヶ丘、老良	
	27 金	東和苑、旧停	

★税理士出張相談日……事業や農業などの所得があり、青色申告をする人は「○」がついている日に来場してください。

※この日程で来ることができない場合は、若松税務署で申告してください。

※税理士の派遣が中止となった場合、専門的な知識が必要な申告の受け付けができない場合があります。



- ▽令和6年分以前の申告をする
- ▽山林所得がある
- ▽配当所得(総合課税以外)がある
- ▽特定口座年間取引報告書がある
- ▽外国税額控除がある

令和8年1月1日現在、町内
在住で、次のいずれかに該当する人

- ▽個人で事業や農業を営んでいる
- ▽年末調整が済んでいない
- ▽地代や家賃収入、配当金など、給与所得以外の所得がある
- ▽個人年金や生命保険の満期保険金などを受け取った
- ▽扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などを受ける

次のいずれかに該当する人は、
若松税務署で申告してください。

- ▽住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける
- ▽土地や建物、株式などの譲渡所得がある
- ▽先物取引に係る所得がある
- ▽暗号資産の売却などによる所得がある

対象となる人

遠賀町で受け付けることが
できない人

税始まります

町県民税(住民税)・国民健康保険税

税の申告は、令和7年(1月1日~12月31日)の収入に基づき、町県民税(住民税)や国民健康保険税の課税資料となるほか、所得証明書の発行や介護保険料の算定など、公的サービスの基礎資料にもなります。早めに必要書類を準備し、期間内に申告しましょう。

■問い合わせ 課税係
☎093-293-1237

※申告会場では、スムーズに受け付けるため、申告受付前に医療費控除明細書、収支内訳書、青色申告決算書などの添付書類を確認します。

※申告内容により順番が前後する場合や受付人数により1時間以上の待ち時間が発生することがあります。

- 期間 3月17日(火)~3月31日(火)
- ※土・日曜日、祝日を除く
- 対象 次のいずれかに該当する人
- ▽令和7年中に収入がない
- ▽遺族年金などの税金がかからない
- ▽収入のみがある

無収入などの住民税申告

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料算定のため、無収入などの住民税申告をする場合は、役場税務課で申告してください。

所得税の確定申告

●日時 2/16(月)～3/16(月)

9:00～16:00

※土・日曜日、祝日を除く

●場所 若松税務署
(北九州市若松区本町)

●対象

次のいずれかに該当する人

△給与収入が2,000万円を超える

△給与所得以外に20万円を超える所得がある
(退職所得を除く)

△公的年金などの収入が400万円を超える

△個人年金や生命保険の満期保険金などを受け取った

△土地や建物、株式などの譲渡所得がある

△山林所得がある

△扶養控除や社会保険料控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける

△令和6年分以前の申告をする

●その他 次のいずれかの方法で入場整理券を取得し、来場してください。

△国税庁公式LINEから事前発行

(申告希望日の10日前から発行可)



△会場での当日配布

※電話や窓口での事前発行はできません。

※当日の配布状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。

●問い合わせ 若松税務署 ☎093-761-2536

日曜日に確定申告できる会場

●日時 3/1(日) 9:00～16:00

●場所 AIMビル(北九州市小倉北区浅野)



インターネットを使えば、おうちで申告できます♪

e-Taxで簡単ネット申告

パソコンやスマートフォンから、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成して、そのまま送信するだけ！(マイナンバーカードが必要です。)

24時間利用可能で、添付書類を省略でき、
還付も素早く受けられます。詳しくはe-Tax
ホームページで確認してください。

●問い合わせ 国税庁e-Tax・作成
コーナー ヘルプデスク
☎0570-01-5901



月	日・曜日	対象地区(対象者)	税理士出張相談日(★)
3	2月	遠賀川	○
	3火	木守、虫生津	○
	4水	上別府	○
	5木	別府、緑光苑、千代丸	○
	6金	若松、尾崎	○
	9月	今古賀	○
	10火	広渡、道官、中央	○
	11水	松の本(名字がア～タ行の人)	
	12木	松の本(名字がナ行以降の人)	
	13金	対象日に来ることができない、JR鹿児島本線より南側に住んでいる人	
	16月	対象日に来ることができない、JR鹿児島本線より北側に住んでいる人	

※令和7年分の消費税申告を行う場合は、税理士出張相談日のうち、3月2日(月)～6日(金)に来場してください。(事前に収支内訳書や青色申告決算書などを作成の上、来場してください。)

①収入額を証明する書類 ②所得控除額を証明する書類 ③その他

- △給与や公的年金などの源泉徴収票
- △報酬、謝礼などの支払調書
- △個人事業、農業などの収支内訳書、青色申告決算書
- △個人年金や生命保険の満期保険金などの支払証明書

持つてくるもの(①～③のうち該当するもの)

- ※住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける人のみ
- △ふるさと納税などの寄附金控除用領収書または寄附金控除に関する証明書
- △障がい者手帳、障がい者控除対象者認定書
- △生命保険料、地震保険料の控除証明書
- △ふるさと納税などの寄附金控除に関する証明書
- △医療費控除明細書または医療保険者が発行した医療保険者からの明細書
- △医療費控除明細書または医療保険者が発行した医療保険者からの明細書
- △スイッチOTC医薬品購入の明細書
- △住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書

- △医療費控除明細書を作成の上、来場してください。
- △「一定の取組」を行ったことを証明する書類や領収書は、5年間保存してください。(添付不要)
- △医療費控除明細書を作成の上、来場してください。
- △医療費控除明細書は「世帯主や組合員の氏名」「療養を受けた年月」「療養を受けた被保険者の氏名」「療養を受けた病院などの名称」「被保険者が支払った医療費の額」「保険者の名称」が全て記載されている必要があります。

医療費控除・セルフメディケーション税制の注意点

- △本人名義の預貯金通帳
- △マイナンバーカードまたは顔写真付きで本人確認ができる書類(運転免許証など)
- △令和7年分確定申告のお知らせはがき(税務署から届いた人のみ)

